平成２７年（フ）第５４号
神奈川県三浦郡葉山町一色596番地の３
債務者　近藤　智章
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２７年（フ）第５６号
神奈川県横須賀市平成町１丁目６番地１　シーサイドスクエアＣ206
債務者　古山　和子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２７年（フ）第１１９号
神奈川県足柄上郡大井町金子375番地１　中ノ町荘Ａ号室
債務者　青木由美子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２７年（フ）第３１号
山口県光市大字三輪812番地
債務者　伊藤智惠子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所周南支部
平成２７年（フ）第８０号
名古屋市守山区鼓が丘２丁目1607番地　ベルメゾン305号
債務者　堅田多恵子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第１４３号
栃木県宇都宮市上野町6089番地７　南木貸家６号棟
債務者　岡本　　明
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２７年（フ）第１５１号
栃木県鹿沼市口粟野3247番地、前住所栃木県宇都宮市下戸祭２丁目18番６号　コーポオオブチ201号室
債務者　福田　和紘
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２７年（フ）第１５２号
栃木県宇都宮市砥上町331番地17
債務者　陸　　晶
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２７年（フ）第１５５号
栃木県宇都宮市戸祭町3069番地４　リバーサイドベルＣ－101、前住所栃木県宇都宮市上戸祭町710番地９
債務者　川崎　和也
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２７年（フ）第１６７号
栃木県鹿沼市幸町１丁目４番12号
債務者　須藤　　剛
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２７年（フ）第２２号
大分県宇佐市大字下時枝666番地
債務者　河野　涼子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月22日午後２時40分
大分地方裁判所中津支部破産再生係
平成２７年（フ）第３４４１号
千葉県松戸市栗山34－２－108
債務者　高橋　定志
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第３４４２号
千葉県市川市新井１丁目25－15－103
債務者　南谷　力哉
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第３４４６号
東京都青梅市新町４丁目22－10
債務者　佐藤　　満
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第３４４７号
東京都青梅市新町４丁目22－10
債務者　佐藤　道行
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第３４６０号
東京都練馬区関町南３－29－14、住民票上の住所東京都練馬区豊玉南３丁目24－18　国産自動車交通株式会社内
債務者　酒井　敏明
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部